

第1節 計画の趣旨

1 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき尼崎市の地域に係る災害対策全般に関し、おおむね市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市や指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

2 計画の基本的な考え方

(1) 防災・減災対策の推進

災害対策基本法において、「防災」とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合には、被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。しかしながら、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備える。

(2) 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進する。

(3) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

ア 市民、事業者、民間団体、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進する。

イ 障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の参画を促進する。

ウ 災害時には、増大した家庭的責任が女性に集中すること、女性や子育て家庭のニーズが避難場所運営等に反映されがたいことなどが指摘されており、尼崎市防災会議女性部会からの提言（平成25年1月29日）や、内閣府男女共同参画局策定「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（令和2年5月）等を踏まえ、女性センターとも連携し、防災対策に係る意思決定の場への女性参画を促進するほか、女性の視点からの取組を進める。

3 計画の構成及び内容

(1) 第1章 総則

本計画の目的、市及び関係機関が処理すべき事務または業務の大綱及び想定される被害等について定める。

(2) 第2章 尼崎市の防災体制

本市の防災体制として、尼崎市防災会議及び尼崎市災害対策本部等について定める。

(3) 第3章 災害の予防対策

災害の発生を未然に防止しまたは被害を最小限度にとどめるための措置について定める。

(4) 第4章 災害の応急対策

災害が発生するおそれがある場合、または災害や大規模事故が発生した場合に、被害の抑止や被害の拡大を防止するため、主として市災害対策本部がとるべき措置について定める。

ア 第4章-1 災害の応急対策（自然災害）

イ 第4章-2 災害の応急対策（大規模事故）

(5) 第5章 災害からの復旧・復興

市民の生活安定のための措置並びに公共施設の災害復旧や著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するための復興本部の設置等について定める。

4 計画の修正及び習熟等

(1) 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

(2) 計画の習熟等

ア 本市各部局並びに防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

イ 本市各部局は、災害時の具体的な行動手順（マニュアル）等の整備に努めなければならない。

ウ 防災対策への理解と防災意識の啓発を推進するため、特に必要な事項については、市民に公表する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務

指定地方行政機関、自衛隊、県、尼崎市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、おおむね次の事務または業務を処理する。

1 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
国土交通省 近畿地方整備局	港湾施設（直轄）の整備と防災管理	港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導	被災港湾施設（直轄）の復旧	
	公共土木施設（直轄）の整備と防災管理	1 水防警報の発表伝達（指定河川、海岸について）並びに水防応急対策の技術指導 2 公共土木施設（直轄）の応急対策	被災公共土木施設（直轄）の復旧	
海上保安庁 神戸海上保安部 西宮海上保安署	1 海上災害に関する教育訓練及び啓蒙指導 2 流出油防除資機材の整備	1 海難その他海上災害の場合における救助 2 災害時における港内の船舶交通安全の確保及び整頓 3 災害時における緊急海上輸送の応援		
気象庁 大阪管区気象台 神戸地方気象台		災害に関する気象、地象、水象等の観測、通報、予報、警報の発表及び伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供

2 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 第3師団 第36普通科連隊		人命救助または財産の保護のための応急対策の実施		

3 県及び市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
兵庫県	兵庫県の地域にかかる災害予防事業の推進	兵庫県の地域にかかる災害応急対策	兵庫県の所管に属する施設等の復旧	兵庫県の所管に属する施設等の復興
尼崎市	尼崎市の地域にかかる災害予防事業の推進	尼崎市の地域にかかる災害応急対策	尼崎市の所管に属する施設等の復旧	尼崎市の所管に属する施設等の復興

4 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧	被災鉄道施設の復興
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	被災電気通信設備の災害復興
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 緊急物資の配分		
関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策	被災電力供給施設の復旧	被災電力供給施設の復興
大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策	被災ガス供給施設の復旧	被災ガス供給施設の復興
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧	被災放送施設の復興

5 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
阪急電鉄株式会社	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧	被災鉄道施設等の復興
阪神電気鉄道株式会社	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧	被災鉄道施設等の復興
阪急バス株式会社	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
阪神バス 株式会社	1 道路状況の把握 2 災害時における 対応の指導	1 道路状況・運輸施設被害等 の収集伝達 2 路線バスの運行確保 3 災害時における緊急陸上輸 送		
株式会社 ラジオ関西	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設 の復旧	被災放送施設 の復興
株式会社 サンテレビビジョ ン	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設 の復旧	被災放送施設 の復興
株式会社 ベイ・コミュニ ケーションズ	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設 の復旧	被災放送施設 の復興
一般社団法人 尼崎市医師会・ 歯科医師会・薬 剤師会		災害時における医療救護	救護所・避難 所等の医療支 援及び地域医 療支援	救護所・避難 所等の医療支 援及び地域医 療支援

第3節 市民と行政との協働

1 自助、共助、公助による防災・減災の重要性

災害時には、防災関係機関だけで救出・救護、避難誘導などを行うことには限界があり、市民や事業者、自主防災組織等の地域団体等も、地域特性に応じた自主防災活動を行うことができるよう、平時から防災意識の向上や体制整備を行うことが大切である。

このことを踏まえ本市では、市民、事業者、地域団体等が行う自助、共助と、市や防災関係機関等が行う公助を両輪として、防災・減災に取り組む。

2 市民、事業者、地域団体等の役割

市民等は、市や諸団体が実施する様々な防災・減災の取り組みに積極的に参加し、自ら自主防災に関わる活動を企画立案するなど、協働して取り組みを実施し、自らや家族、地域、事業所内の防災・減災力を強化するよう努める。

(1) 市民の役割

平時から自らの防災・減災に努めるとともに、災害時の情報収集や避難等の減災行動、避難場所等における被災者支援及び簡易な復旧、復興活動等を担う。

(2) 事業者の役割

従業員や利用客等の安全確保を図るための予防減災対策や災害時の情報収集伝達、従業員等の避難誘導、帰宅困難者等の発生抑制や一時的な受入れ、簡易な復旧、復興活動を行うとともに、平時から地域団体等の防災・減災活動に協力し、地域の安全・安心なまちづくりに貢献する。

(3) 地域団体等の役割

自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員などの地域団体等は、個人では十分に対応できない地域の予防減災対策、災害時の情報収集及び構成員等への情報伝達、避難行動要支援者等の避難誘導支援、避難場所等における被災者支援、簡易な復旧、復興活動等を担う。

3 市民、事業者、地域団体等の活動内容

(1) 災害への備え

平常時から建築物の耐震診断や耐震化の推進、家具類の転倒防止対策、浸水防止対策等を講じるとともに、避難場所や避難経路等の確認を行い、自らや家族の安全を確保するとともに、被害の拡大を防止するよう努める。

(2) 地震に伴う出火等への備え

地震時には、ガス、石油等の火気使用設備器具の転倒や設備器具への可燃物の落下による出火のほか、停電の復旧による電気製品からの出火、圧迫された電気配線の摩擦損傷による出火、複数の蓄電池設備の衝突による出火など、地震の揺れに起因して火災が発生するおそれがあることから、市民や事業者・地域団体等は、出火の防止に努める。

(3) 食料、生活用品の確保

災害により、食料や生活用品の入手が一時的に入手困難になる場合に備え、災害時に必要となる食料や水、生活必需品、日用品などの備蓄を心がける。

(4) 応急手当等の方法の普及

救命率の向上を図るためには、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人が適切な応急手当を施すことが必要になる。市民や事業者、地域団体等は、必要な場合に迅速に応急手当を実施できるよう、応急手当の方法を自主的に学ぶ。

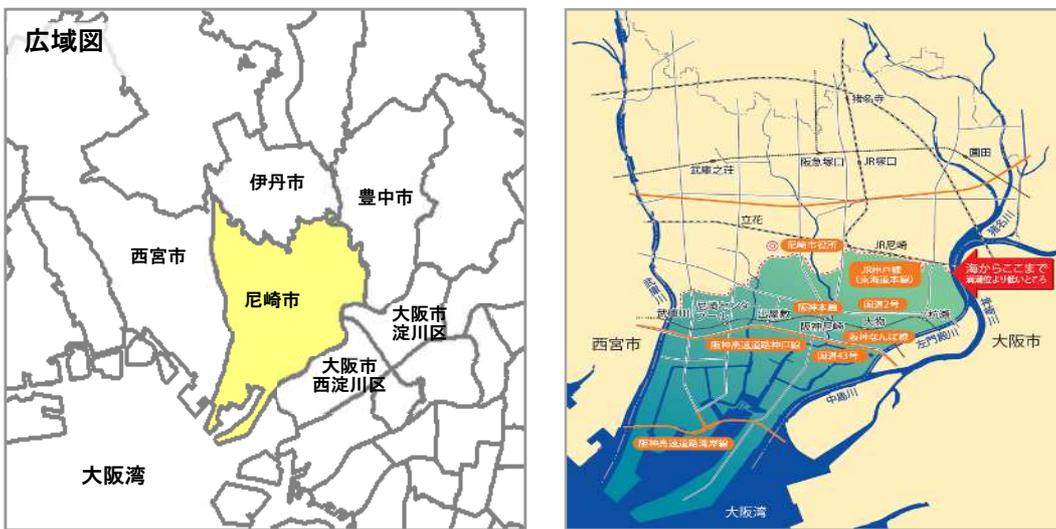
第4節 尼崎市の災害危険性

1 自然的条件

(1) 地形

本市は、兵庫県の南東部に位置し、東西 8.3km、南北 11.5km、面積 50.71 km²を有する扇状の都市である。南部は大阪湾に面し、東は猪名川・神崎川・左門殿川・中島川、西は武庫川、北は六甲・妙見山系に囲まれ、伊丹洪積層がゆるやかな傾斜を描いて大阪湾に下る広大な三角州に立地している。

本市の地盤高は、北西部は高く、最高 T.P. +16.55m、南東部は低く T.P. -1.47m であり、その高低差は 18.02m になる。市域はほとんど起伏がなく平坦であり、約 1/3 にあたる南部地域は大阪湾朔望平均満潮位 (T.P. +0.8m: いわゆる「海拔ゼロメートル地帯」) 以下の低地盤地域である。



断面イメージ



(2) 地盤

本市域の地盤をみると、重量工作物の支持地盤となりうる固結した層は、伊丹段丘礫層、沖積層の基底礫層及び扇状地を形成する扇状地礫層である。しかし、沖積層や扇状地礫層が支持地盤となりうる地域は、武庫川・神崎川沿いのごく限られた地域であり、主体は伊丹段丘礫層である。

伊丹段丘礫層は、伊丹市から本市の北部で沖積平野の下に没する礫層であり、その頂点は沖積平野の下に没した後も南にゆるく傾き、東海道線付近で-10m、臨海部で-20mの深さになる。本市の軟弱地盤と支持地盤の境界深度は、伊丹段丘礫層の深度と一致しており、丸島町・東浜町・杭瀬・今福を結ぶ線以南が特に軟弱である。

(3) 気象

本市は、大阪湾に面した瀬戸内海性気候の温暖な地帯にあり、年平均気温は 17 度前後、最高気温約 38 度、最低気温-1 度～-3 度、平均湿度 65% 前後であり、居住環境としての気

象条件は恵まれている。

降水量は、年間約 1000mm～1600mm 程度で全国平均よりやや少ない。また、夏季には大阪湾からの南西の風、冬季には六甲山系から吹きおろす北東の風が比較的多く、平均風速は 2m～3m/秒前後である。台風来襲時には、しばしば 30m/秒を超える最大瞬間風速が記録されている。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は 454,676 人、世帯数は 225,616 世帯（令和 5 年 10 月 1 日現在）であり、昭和 46 年 6 月（554,155 人）から人口が減少傾向にある。

(2) 建物

本市の建物棟数は、110,534 棟（令和 4 年 1 月 1 日現在）で、このうち木造家屋は、全体の 76.1%にあたる 84,086 棟である。特に木造家屋の密集している地域は、南部地域を中心に駅前等に分布しており、これらの密集地域には工場や事業所などとの混在もみられ、多くの災害危険性を内在している。

(3) 危険物

指定数量以上の危険物を製造、貯蔵及び取り扱う施設は、製造所が 47 箇所、貯蔵所が 931 箇所、取扱所が 286 箇所存在している。また少量危険物取扱所は 1,313 箇所である。（令和 5 年 4 月 1 日現在）

3 過去に発生した災害の概要

(1) 風水害

本市は、平坦な地形であり、武庫川や猪名川・藻川をはじめ多くの河川が市内を流れている。また工場の地下水汲み上げによる地盤沈下から、海拔ゼロメートル地帯が広がっている。それら地形特性から、これまで多くの風水害が発生している。特に被害が激しかったのは昭和 25 年に発生したジェーン台風による高潮被害である。

ジェーン台風以降は、防潮堤整備などにより大規模な水害の危険性が軽減しているものの、地球温暖化の影響により台風や局地的大雨により今後も風水害が発生する危険性がある。（資料 I（1-3 尼崎市の災害履歴（風水害）参照）

ジェーン台風による被害 浸水した西難波 5 丁目付近（長岡克己氏撮影：市広報課写真アルバムより）



ジェーン台風による被害 阪神国道（国道 2 号）、玉江橋東方より西を望む（高橋清氏撮影：市広報課写真アルバムより）



(2) 地震災害

兵庫県内に有史以来、震度 5 以上の地震動を与えたと推定される地震は 31 回発生している。

これらの地震のうち、平成 7 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震（マグニチュード 7.3）により、本市では推定震度 6 に見舞われ、大きな被害を受けた。

その他、本市に影響を及ぼした代表的な地震として、868 年の播磨地震（マグニチュード 7.1）、1579 年の摂津地震（マグニチュード 6.2）、1946 年の南海地震（マグニチュード 8.1）等がある。

<兵庫県のごくどこかに震度 5 弱以上を与えたと推定される地震>

番号	発生年月日	(推定) 規模 (M)	
1	599. 5. 28(推古 7. 4. 27)	7. 0	
2	701. 5. 12(大宝 1. 3. 26)	7. 0	
3	745. 6. 15(天平 17. 4. 27)	7. 9	
4	827. 8. 11(天長 4. 7. 12)	6. 5~7. 0	
5	868. 8. 3(貞観 10. 7. 8)	7. 0 以上	播磨国地震
6	887. 8. 26(仁和 3. 7. 30)	8. 0~8. 5	
7	938. 5. 22(承平 8(天慶 1). 4. 15)	7. 0	
8	1096. 12. 17(嘉保 3(永長 1). 11. 24)	8. 0~8. 5	
9	1361. 8. 3(正平 16. 6. 24)	81/4~8. 5	
10	1449. 5. 13(文安 6(宝徳 1). 4. 12)	53/4~6. 5	
11	1498. 9. 20(明応 7. 8. 25)	8. 2~8. 4	
12	1510. 9. 21(永正 7. 8. 8)	6. 5~7. 0	
13	1579. 2. 25(天正 7. 1. 20)	6. 0±1/4	
14	1596. 9. 5(文録 5(慶長 1). 7. 13)	71/2±1/4	
15	1662. 6. 16(寛文 2. 5. 1)	71/4~7. 6	
16	1707. 10. 28(宝永 4. 10. 4)	8. 6	宝永地震
17	1751. 3. 26(寛延 4(宝暦 1). 2. 29)	5. 5~6. 0	
18	1854. 12. 23(嘉永 7(安政 1). 11. 4)	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24(嘉永 7(安政 1). 11. 5)	8. 4	安政南海地震
20	1864. 3. 6(文久 4(元治 1). 1. 28)	61/4	
21	1891. 10. 28(明治 24)	8. 0	濃尾地震
22	1916. 11. 26(大正 5)	6. 1	
23	1925. 5. 23(大正 14)	6. 8	北但馬地震
24	1927. 3. 7(昭和 2)	7. 3	北丹後地震
25	1927. 3. 12(昭和 2)	5. 2	京都府沖
26	1946. 12. 21(昭和 21)	8. 0	南海地震
27	1963. 3. 27(昭和 38)	6. 9	越前岬沖地震
◎ 28	1995. 1. 17(平成 7)	7. 3	兵庫県南部地震
29	2000. 10. 6(平成 12)	7. 3	鳥取県西部地震
30	2013. 4. 13(平成 25)	6. 3	
31	2018. 6. 18(平成 30)	6. 1	大阪府北部地震

(注 1) ○は県内のいずれかに震度 6 以上を与えたと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度 7 以上を与えた地震

(注2)「鎮増私聞記」によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

<兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）による尼崎市の被害状況>

1 地震概要

- (1) 発生 平成7年1月17日（火） 午前5時46分
- (2) 震源地 淡路島北部（北緯34度36分、東経135度02分、震源の深さ約14km）
- (3) 規模 マグニチュード 7.3
- (4) 震度 震度7（激震）※本市は推定震度6（烈震）（市内5カ所の加速度計・速度計と被害状況から推定）
- (5) 災害救助法の適用 厚生省と兵庫県は1月17日に災害救助法の適用を決定した。
- (6) 激甚災害の指定 「平成7年の兵庫県南部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の決定に関する政令」が1月25日に公布、施行された。

2 人的被害（平成10年12月24日現在）

- (1) 死者 49人〔市域内での死亡者数（1月17日当日市内での死亡者数は27人）、大阪市内在住者1名を含む〕
- (2) 負傷者 重傷：1,009人 軽傷：6,136人 合計：7,145人

3 家屋被害（平成10年12月24日現在）

全壊：11,034世帯 半壊：51,540世帯

4 火災等 火災：8件（大きな火災2件） 救助：32件（救出人員数38名）

その他：〔ガス漏れ〕188件（通報505件）

5 液状化の被害 臨海部、武庫川沿い、神崎川・猪名川沿いの一部等で液状化現象が見られ、築地地区、戸ノ内地区において、特に被害が顕著であった。

6 道路等の被害 ・道路陥没被害件数：42件（道路23件、橋りょう19件）

・道路通行不可カ所数：13カ所 ・公園等の被害件数：123件

7 河川等の被害状況：13カ所

8 海岸の被害状況：28カ所

9 港湾施設の被害：9カ所

10 ライフラインの被害

- (1) 水道施設 ・道路等の水道管の破裂：1,759件
・宅地内の水道管の破：11,695件 合計：13,454件
- (2) 下水道施設 処理場：3カ所 ポンプ場：7箇所 管渠：45,781m
- (3) 電気施設 市内の一部で、停電があったが、1月20日の午後で解消
- (4) ガス施設 供給停止戸数：3,650戸（2月13日に市内全域の復旧工事が完了）
- (5) 鉄道施設 阪神、阪急、JR、新幹線とも軌道敷や橋脚などに大きな被害を受けた。

11 学校の被害 小学校6校、中学校2校、高等学校1校

12 文化財の被害〔総数15〕

国指定：4件 県指定：5件 市指定：3件 合計：12件

13 都市美形成建築物の被害〔指定数28〕

全壊：3件 半壊：22件 一部壊：3件 合計：28件

14 避難者数等〔平成7年1月18日20時現在（ピーク時）〕

避難者数：9,494人 避難場所数：91カ所

15 応急仮設住宅の建設戸数 箇所数：49カ所 戸数：2,218戸

(3) 津波災害

過去に発生した東海・東南海・南海地震は、近畿圏だけでなく広い範囲に津波を発生させ、家屋流出、死者をはじめとする甚大な被害をもたらした。比較的詳細な資料や被害状況が得られる 20 世紀中の主な津波では、昭和 21 年 12 月 21 日の南海地震によるものが大きく市域での被害は不明であるが、兵庫県内では 50 人の死者が発生した。

昭和 21 年 12 月 21 日の昭和南海地震被害

出典：「兵庫県 CG ハザードマップ（【記録】昭和南海地震 被害状況）」平成 26 年 3 月時点



(4) 鉄道事故

本市では、平成 17 年 4 月 25 日に JR 福知山線において列車脱線事故が発生した。JR 福知山線列車脱線事故の概要を、以下に示す。

区分	概要
事故の種別	列車脱線事故
発生日時	平成 17 年 4 月 25 日(月) 午前 9 時 18 分頃
発生場所	尼崎市久々知西町 3 丁目 27 線路上 (尼崎駅～塚口駅の第 1 新横枕踏切北約 100m)
列車	宝塚駅発 同志社前駅行 快速第 5418M 列車 (7 両編成)
事故内容	J R 宝塚駅 (9:03) 上り快速列車 (J R 福知山線) が脱線し、建物へ接触 (7 両編成)。前 5 両が脱線。
被害状況	死者:107 名 (男性 59 名、女性 48 名) [うち県内死者 98 名] 負傷者:549 名 (うち重傷者 139 名) * 死者数及び負傷者数は、尼崎市から兵庫県に報告された数

出典：消防年報 2012 (尼崎市消防局)

第5節 災害の想定

1 想定する風水害

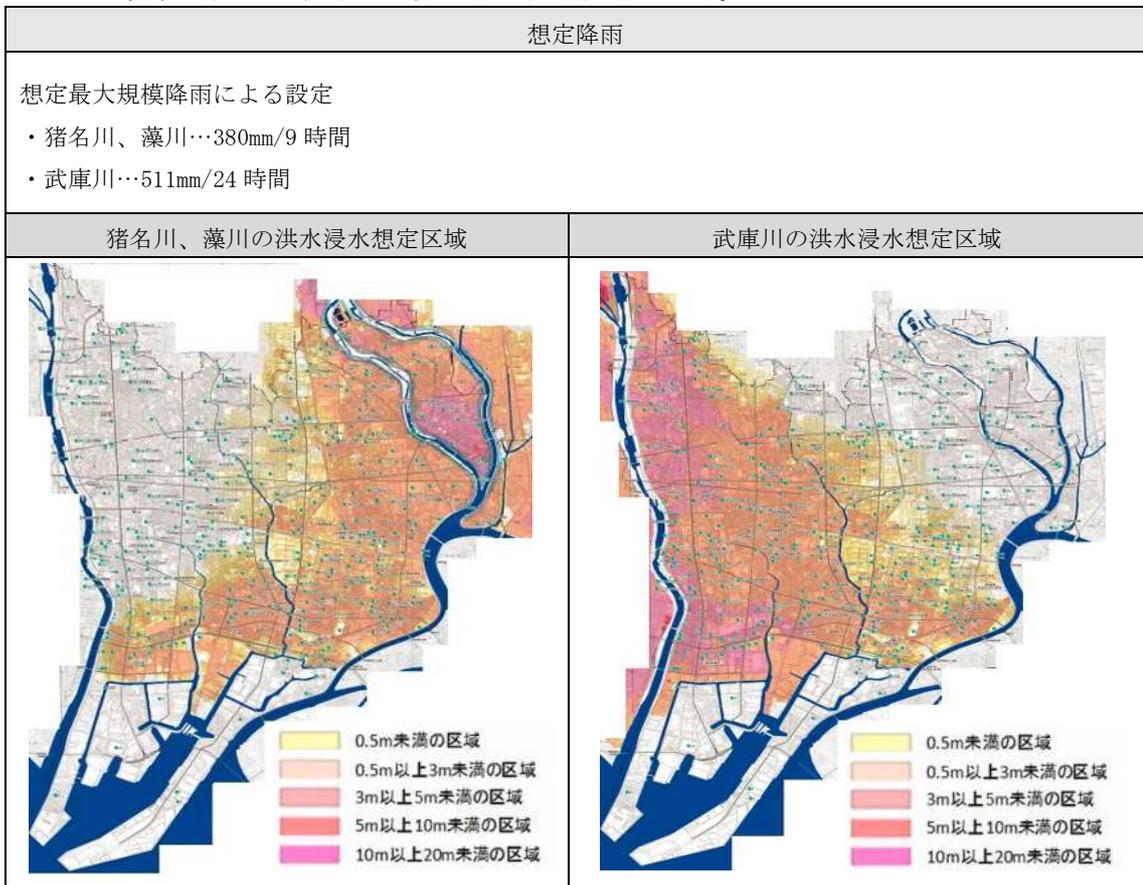
(1) 洪水

本市は、東の猪名川、西の武庫川により発達したデルタ地帯に位置し、南は大阪湾に面している。昭和の初期より始まったと推定される地盤沈下のために現在、南部工業地帯はもちろん、JR神戸線以南の地域（市域の約 1/3）は大阪湾朔望平均満潮位（T.P.+0.8m）より地盤が低いというまことに憂慮すべき現況にある。

このため、市内河川は自然流下が著しく制限されており、内水排除については、流末に排水機場を設け強制排除を行っているところであるが、集中豪雨や、台風期の大雨等については、河川のはん濫等の危険性がある。

猪名川、武庫川等の河川についても流域全体の開発が進み、流域が本来持つべき保水・遊水機能が低下し、ピーク流量の増大、到達時間の短縮等流出形態に変化をきたしている。

この様な状況から、国土交通省及び兵庫県が想定した洪水浸水想定区域に示す通り、河川のはん濫、堤防の決壊等大水害を起こす危険性がある。



(2) 台風

本市では、室戸台風、ジェーン台風などによる被害がたびたびもたらされており、近年その発生数、上陸数ともに増加傾向を見せている。台風の進行方向前面に前線があるときは、大雨に対する警戒が必要なほか、コースによっては大阪湾を中心に高潮が発生する恐れがある。

(3) 高潮

本市では、災害の規模では昭和9年9月の室戸台風、昭和25年の9月ジェーン台風が市の災害史上最も大きいものであるが、その後、大防潮堤をはじめ護岸、排水、下水路等土木技術の粋を集めて着々と整備されたので、昭和36年9月の第2室戸台風時において

も大災害は起こらなかった。

以上のように本市への高潮は、昭和 25 年のジェーン台風による惨害から防潮堤の建設を促進し、現在では一応危険性は薄らいでいるが、兵庫県が想定した下記高潮浸水予測区域図の通り、J R神戸線以南は、5.0m 未満の浸水区域となる恐れがある。防潮堤決壊等の最悪の事態も考慮しなければならない。

設定	
中心気圧を既往最大規模の室戸台風級、台風の移動速度と半径は伊勢湾台風級を想定	
コース	
過去に大きな被害をもたらした台風の経路や、16 方位中の方位の経路を平行移動した最悪コース	
高潮浸水想定区域	
防潮機能が破壊	
防潮機能が維持	

(4) 集中豪雨

近年では、局地的な集中豪雨による浸水被害が多発しており、短時間に積乱雲が発生発達するため、迅速な降雨予測が困難であることなどから、本市においても想定外の激しい降雨が水害を引き起こす危険性が増している。

(5) 竜巻

平成 24 年 5 月 6 日午後 1 時頃、茨城県南西部および栃木県南東部において大規模な竜巻が発生し、茨城県・栃木県で約 2,000 棟の建物が被害を受けた。竜巻は、日本の至る所

で発生し、季節を問わず、台風、寒冷前線、低気圧に伴って発生することから、本市でもその危険性が挙げられる。

なお、竜巻は、最大瞬間風速が毎秒 30～100m に達する直径数 10～数 100m の柱状の激しい渦巻であり、自動車や生物などを巻き上げる程の威力を伴い、その寿命は 10 分以内が多く、長くて 20 分程度とされている。

2 想定する地震災害

(1) 内陸型地震 (資料 I (1-1) 兵庫県地震被害想定調査 (平成 22 年度) の概要) 参照)

ア 想定地震の概要

兵庫県は、県内において震度 5 強以上の揺れを生じさせる県内外の地震の中から、地震の発生の可能性や県への影響が大きいと想定される以下の地震について、被害想定調査を実施した。

想定する地震	特徴
上町断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> ・今後 30 年以内の発生確率 2～3% と高い地震 ・県の大都市圏の阪神、神戸、東播磨沿岸域に大きな被害を発生させる ・特に兵庫県への影響、さらには震災時の救助、復旧応援の要となる大阪府が甚大な被害を受ける地震であり、大阪府のみならず関西圏、中日本、東日本からの応援が完全に停止する
山崎断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> ・今後 30 年以内の発生確率 0.03～5% と高い地震 ・県中部から西部にかけての都市部や中山間地域を横断する断層であり、広範囲にわたり大きな被害を発生させる ・西日本の東西の主要交通網 (鉄道 (新幹線)、国道・高速道路 (中国道・山陽道)) に大きな被害を発生させる
養父断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> ・今後 30 年以内の発生確率 0.45% の地震 ・県北部の中山間地に大きな被害を発生させる ・日本海沿岸域の東西の主要交通網 (鉄道) に大きな被害を発生させる
中央構造線断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> ・今後 30 年以内の発生確率 0.005～1% の地震 ・市街地を中心とした局所的な地域に被害が集中する地震 ・淡路島の市街地 (地方都市) に大きな被害を発生させる

イ 被害想定条件

発災季節・時刻・風速		特徴
冬の早朝 5 時	風速 6m/s 未満	阪神・淡路大震災と同様の時間帯で、多くの人が自宅で就寝中もしくは起床の時間帯。建物倒壊、屋内収容物移動・転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。
	風速 6m/s 以上	
春夏秋冬 昼間 12 時	風速 6m/s 未満	外出者が多く、市街地や観光地等に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。
	風速 6m/s 以上	
冬の夕方 18 時	風速 6m/s 未満	家事や暖房で最も火気の頻度が高くなり、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。また、屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。
	風速 6m/s 以上	

※風速は最終的な延焼面積には影響しないが、風速 6m/s 以上になると延焼速度が急激に速くなり、建物被害による閉じ込めや逃げ遅れによる焼死者が激増する。

ウ 被害想定の結果

本市では、上町断層帯地震において、市域で震度 7 の揺れが予測されており、地震発生 1 日後には約 30 万人を超える避難者数が想定されている。

想定地震		山崎断層帯 地震	上町断層帯 地震	中央構造線 断層帯地震	養父断層帯 地震
マグニチュード		8	7.5	7.7	7.0
最大震度		震度 6 弱	震度 7	震度 5 強	震度 4 以下
揺れによる 建物被害	全壊棟数	208	61,374	8	0
	半壊棟数	4,519	31,717	531	0
液状化による 建物被害	全壊棟数	607	2,365	377	0
建物倒壊による死傷者 数（冬の早 朝 5 時）	死者数	12	3,730	1	0
	負傷者数	705	4,146	76	0
	重傷者数	15	4,402	1	0
避難者数（1 日後）		43,233	333,548	12,144	0

※建物被害は、揺れによるもの、液状化によるものを集計

※建物倒壊による死傷者数は、冬早朝 5 時、春夏秋冬昼間 12 時、冬夕方 18 時の内の最大値を掲載

(2) 海溝型地震及び津波（資料 I（1-2 兵庫県 南海トラフ巨大地震津波浸水想定（平成 26 年度）の概要）参照）

ア 想定地震・津波の概要

南海トラフを震源とする地震・津波については、国において、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震・津波の検討が行われ、平成 24 年 3 月に震度分布・津波高が、8 月に浸水想定図が示された。また、平成 24 年 8 月と平成 25 年 3 月には、国による被害想定が公表された（以下、「国想定」という）。

兵庫県は、国想定を踏まえつつ、地域特性を考慮し、南海トラフ巨大地震・津波を対象に被害想定を実施した。

特徴
<ul style="list-style-type: none"> ・日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9 級の巨大地震・津波 ・現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計するために設定されたもの ・千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものだが、仮に発生すれば被害が甚大となる

出典：「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成 26 年 6 月 3 日公表）及び南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成 25 年 5 月 28 日公表）

イ 被害想定条件

発災季節・時刻	特徴
冬の早朝 5 時	多くの方が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害発生の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。
夏の昼間 12 時	木造建物内の滞留人口が一日の中で最も少ない時間帯。就業中や在校中の方が多く、海水浴客等海浜利用者も存在する。
冬の夕方 18 時	最も火気の使用が多く、火災の危険が高まる季節・時間帯。

出典：「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成 26 年 6 月 3 日公表）

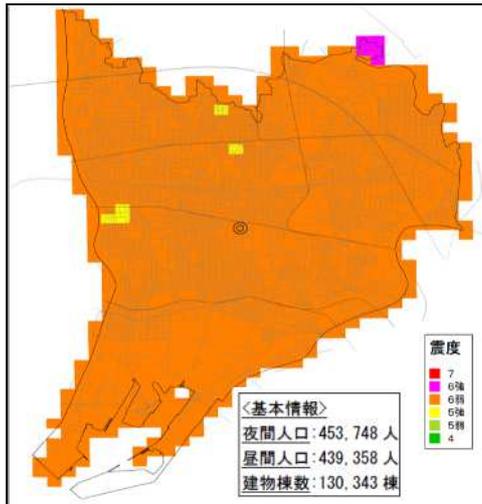
ウ 被害想定結果

尼崎市における最大震度は震度 6 強であり、最大 4m の津波が到達すると想定され、津波の影響等により多数の被害が想定されている。また、市域南部を中心に液状化発生の危険性も想定されている。

震度			
最大震度			震度 6 強
被害の原因と種別（被害が最大となる季節・時刻）			被害
揺れ	建物被害（夏の昼間 12 時）	全壊	1,229 棟
		半壊	9,402 棟
	人的被害（冬の早朝 5 時）	死者	76 名
		負傷者	2,165 名
		重傷者	116 名
液状化による建物被害：夏の昼間 12 時		全壊	267 棟
		半壊	8,722 棟
津波	浸水被害	最高津波水位	4.0m
		+1m の津波到達時間	117 分
		浸水面積	981ha
	建物被害（夏の昼間 12 時）	全壊	515 棟
		半壊	13,408 棟
	人的被害（夏の昼間 12 時）	死者	8,291 名
		負傷者	2,829 名
重傷者		962 名	
避難者数（1 週間後）			38,817 名

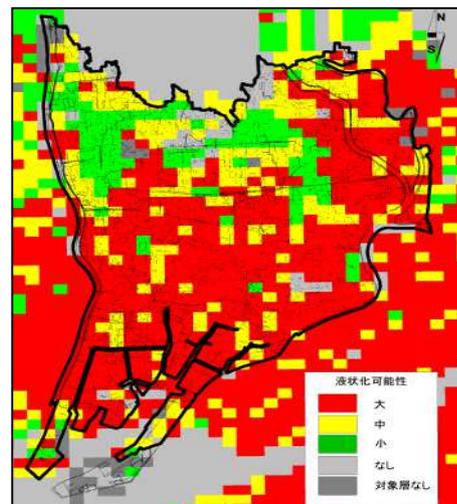
※建物被害や死傷者数は、冬の早朝 5 時、夏の昼間 12 時、冬の夕方 18 時の内の最大値を掲載

<地表震度分布図>



「兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定」(平成26年6月3日公表)

<液状化可能性分布図>



「兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定」(平成26年6月3日公表) ※但し、図は内閣府南海トラフの巨大地震モデル検討会(第2次報告)(平成24年8月29日発表)を基に尼崎市域を拡大加工したもの

<兵庫県津波浸水想定図：尼崎市>



「兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図阪神地区」(平成25年12月24日公表)

A 建物被害

大きな横揺れにより耐震基準を満たしていない家屋を中心に多数の建物が倒壊する。液状化により建物が大きく傾くなどの被害が生じる。住宅密集地を中心に延焼による被害が生じる。浸水深 1m以上で木造建築物の多くが半壊、浸水深 2mになると多くが全壊する。

B 人的被害

津波の浸水域に昼間の人口が多い本市においては、津波による被害が大きいと想定されている。国想定では、浸水深 30cm 以上になると人的被害が発生し始め、浸水深 1

m以上の区域に残っている人は津波に巻き込まれれば、ほとんどが死亡すると考えられている。

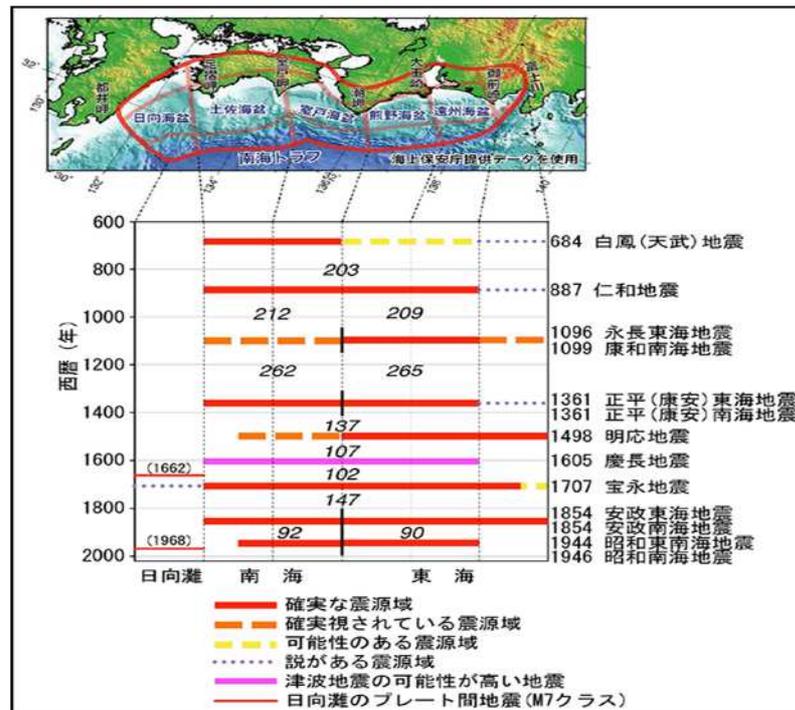
C 津波による浸水被害

尼崎閘門が効果を発揮し、津波を食い止めるものの、周辺の防潮堤が沈下して尼崎閘門の内側に海水が流入することにより、広く浸水する。猪名川を遡上した津波は、河川堤防を越流し園田地区周辺に浸水が広がる。住宅地は浸水深 3m以上の区域がなく、水平避難が原則ではあるが、3 階以上の堅固な建物に避難することで命を守ることが可能である。

(3) 東南海・南海地震の時間差発生等

南海地震は、四国から紀伊半島沖の海底を震源地として、周期的に発生する海底型の地震である。1600 年以降、慶長地震（1605 年 M7.9）、宝永地震（1707 年 M8.6 以上）、安政南海地震（1854 年 M8.4）、南海地震（1946 年 M8.0）と 400 年ほどの間に 4 回、これ以前にもほぼ 100 年から 150 年の間隔で発生している。

東南海地震の震源域と南海地震の想定震源域は、同時に動く場合（1605 年や 1707 年）があるが、1854 年の安政東南海地震の 32 時間後に安政南海地震が発生するといった時間差で動く場合（1944 年昭和東南海地震の 2 年後の 1946 年昭和南海地震が発生）がある。



地震調査研究推進本部ホームページ「南海トラフで発生する地震—過去の地震の発生状況」平成 29 年 10 月時点

過去に発生した東南海・南海地震では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序については、東南海地震が先に発生する場合や、南海地震が先行して発生する場合のいずれも考えられている。

このため、東南海・南海地震が数時間から数日間の時間差で発生することを想定し、両地震が連続発生した場合に生じる危険について住民や職員に周知するよう努める必要がある。

3 想定する大規模事故等の災害

(1) 航空事故災害

兵庫県内には、拠点空港として大阪国際空港、地方管理空港として神戸空港があり、その他の空港として但馬空港がある。また、市内に常設のヘリポートはないが、度々、ヘリコプターが市内を飛行している状況にある。

航空事故の特徴としては、いったん発生すれば大惨事を招来する恐れが大きくなっていること、特に局所的な人的被害が発生する恐れがあることがあげられる。

特に市街地への墜落の場合、被災者が多数発生する恐れや、大規模な火災発生への恐れ、搭載貨物も多種多様であること等について考慮する必要がある。

(2) 鉄道事故災害

本市域には、西日本旅客鉄道（以下、「JR西日本」という。）の在来線である東海道本線及び福知山線のほか、駅はないが山陽新幹線も通過している。さらに、阪急電鉄、阪神電鉄があり、市民の重要な交通手段となっている。

鉄道交通における事故は、各種の保安施設の整備など、総合的な安全対策が実施されてきた結果、長期的には減少傾向にあるが、列車の高速化等に伴い、一度事故が発生すると、多数の死傷者を生じる危険性があり、平成 17 年 4 月 25 日には福知山線の大事故が本市域内で発生している。

鉄道における事故に関しては、特に多数の死傷者を生じる恐れのある衝突、脱線、転覆、火災、爆発などによる事故のほか、列車からの危険物等の流出による事故災害などが想定される。また、高架上などで発生する場合も考えられ、これらの場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

(3) 道路事故災害

本市域には、自動車専用道路として阪神高速道路（3号神戸線・5号湾岸線）、名神高速道路が通過しており、鉄道と同様に重要な交通手段であり、搭載貨物も多種多様である。

道路事故災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、道路構造物（橋りょう等）の瑕疵、自然現象等を原因とする事故、自動車の火災または爆発、危険物等の流出、大きな交通事故などによる災害が想定される。

(4) 雑踏事故災害

市内には、各種量販店など大規模な集客施設があると同時に、行政をはじめ各種団体が主催する大規模なイベントなど、多くの市民が交流する機会がある。

雑踏事故に関しては、そうした多数の市民が集合した場での事故や、歩道上等において多数の群衆で混雑し、転倒により多数の死傷者が発生するという事故も考えられる。

(5) 海上事故災害

海上事故は、市域沿岸及び地先海域において、船舶等からの油流出事故、貯油施設からの油流出事故や火災の発生、船舶の衝突や転覆等の海難事故をいう。

本市は、大阪湾に面しており、上記要因による海上災害の発生が想定される。なお、本市に係る被害の想定は、以下に掲げる災害または事案が発生した場合を想定する。

種類	内容
海難による事故	沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生に因り、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
重油等の流出	重油等が大量流出するなどに因り、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸域に被害が及んだ場合または及ぶ可能性がある場合

(6) 放射性物質（危険物）の流出（放出）による事故災害

放射性物質（危険物）の流出（放出）による事故災害とは、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設の火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出、または運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等をいう。

本市内には、放射性同位体元素を取り扱う事業所が位置していることから、これらの要因による放射線災害の発生が想定される。

(7) 原子力災害

関西広域連合では、原子力災害対策指針の考え方を踏まえ、福井県内に立地する高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所、高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）、原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）での事故災害を想定し、平成 25 年 6 月に関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）を策定した。

上記原子力発電所のうち、本市に最も近い原子力発電所は、高浜原子力発電所であるが、本市までの距離は約 83 km と遠く、原子力災害対策指針で定められている PAZ 及び UPZ のいずれの範囲にも含まれていない。

なお、UPZ 外においても、プルーム（放射性物質が雲状になったもの）の通過時などで、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避など、状況に応じた防護措置を講じることが必要であることから、本市では国の原子力災害対策指針をはじめ、関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）、兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）に基づき、UPZ 圏外の自治体で求められている原子力災害への備え及び対応を行う。

<用語の解説>

● 原子力災害対策指針

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、原子力規制委員会が定めたもの。

● PAZ (Precautionary Action Zone)

放射性物質の放出前から即時避難などの予防的防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね 5 km が目安

● UPZ (Urgent Protective action planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域。放射線量があらかじめ決めた数値を超えた場合に、屋内への退避や区域外への避難ができるよう、事前に計画を立てる必要がある。原子力施設から概ね 30 km が目安

第6節 気象予警報等の種類

1 注意報等（津波除く）

(1) 注意報

気象等の原因によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

(2) 警報

気象等の原因によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。

(3) 特別警報

数十年に一度の降水量や降雪量、台風など、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。

原因	注意報	警報	特別警報
風雪	風雪注意報	暴風雪警報	暴風雪特別警報
強風	強風 〃	暴風 〃	暴風 〃
大雨	大雨 〃	大雨 〃	大雨 〃
大雪	大雪 〃	大雪 〃	大雪 〃
濃霧	濃霧 〃	—	—
雷	雷 〃	—	—
空気の乾燥	乾燥 〃	—	—
洪水	洪水 〃	洪水 〃	—
台風等による海面の異常上昇	高潮 〃	高潮 〃	高潮 〃
風波、うねり	波浪 〃	波浪 〃	波浪 〃

(4) 尼崎市における発表基準

ア 強風（カッコ内は雪を伴う場合）

予警報種類	平均風速	
	陸上	海上
強風（風雪）注意報	12m/s 以上（雪を伴う）	15m/s 以上（雪を伴う）
暴風（暴風雪）警報	20m/s 以上（雪を伴う）	25m/s 以上（雪を伴う）
暴風（暴風雪）特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により（雪を伴う）暴風が吹くと予想される場合	

イ 大雨

予警報種類	表面雨量指数	土壌雨量指数
大雨注意報	11	128
大雨警報（浸水害）	23	—
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	

ウ 大雪

予警報種類	降雪の深さ
大雪注意報	12時間降雪の深さ 5cm
大雪警報	12時間降雪の深さ 10cm
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

エ 濃霧

予警報種類	視程	
	陸上	海上
濃霧注意報	100m以下	500m以下

オ 雷

予警報種類	条件
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合

カ 乾燥

予警報種類	条件
乾燥注意報	最小湿度 40%以下で実効湿度 60%以下

キー 1 洪水

予警報種類	流域雨量指数	指定河川洪水予報の水位観測点
洪水注意報	庄下川流域 11.6	猪名川：小戸
洪水警報	庄下川流域 14.5	武庫川：甲武橋

キー 2 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報（水防法第 10 条第 2 項）

A 洪水予報の対象河川とその区域

河川名	区間		発表者
猪名川	左岸	池田市古江町 69 番地先から神崎川合流点まで	猪名川河川事務所 大阪管区气象台
	右岸	川西市滝山字上ノ宮 9 番地先から神崎川合流点まで	
藻川	両岸	藻川猪名川分派点から猪名川合流点まで	

B 洪水予報の対象とする量水標

河川 (量水標)	所在地	水位				
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位
猪名川 (小戸)	池田市 西本町	1.00m	2.50m	3.40m	4.00m	5.01m

※水防団待機水位と氾濫注意水位は、水防法第 12 条で規定される通報水位と警戒水位に、氾濫危険水位は、水防法第 13 条で規定される特別警戒水位に対応する。以下同様。

C 洪水予報の種類と発表基準

種類		発表基準
区分	標題	(各水位は、洪水予報区間内の基準地点における水位を指す)
洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
洪水警報	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 ・避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険水位に達したとき。 ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。

キー 3 知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報（水防法第 11 条）

A 洪水予報の対象河川とその区域

河川名	区間		発表者
武庫川	左岸	尼崎市西昆陽 4 丁目 1-1 地先から海まで	阪神南県民センター 神戸地方气象台
	右岸	西宮市一里山町 3-12 地先から海まで	

B 洪水予報の対象とする量水標

河川 (量水標)	所在地	水位			
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
武庫川 (甲武橋)	尼崎市武庫豊町	2.20m	3.20m	4.10m	5.20m

C 洪水予報の種類と発表基準

種類		発表基準
区分	標題	
洪水注意報	氾濫注意情報	・ 氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
		・ 氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
洪水警報	氾濫警戒情報	・ 氾濫危険水位に達したとき。 ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
	氾濫危険情報	・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
	氾濫発生情報	

ク 高潮

予警報種類	潮位 (T. P.)
高潮注意報	1.2m
高潮警報	1.8m
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

ケ 波浪

予警報種類	有義波高
波浪注意報	1.5m
波浪警報	3.0m
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

コ 留意事項

- A 注意報、警報とも、それぞれ 2 つ以上が組み合わせられて発表される場合がある。
- B 土壌雨量指数(大雨注意報)及び流域雨量指数は最小指数値を表示
- C 大雨警報は本市では浸水害のみのため、土壌雨量指数の基準値はない。
- D 高潮警報は兵庫県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず発表する場合がある。
- E T. P. は東京湾平均海面（東京湾中等潮位、標高の基準）、O. P. は大阪湾最低潮位の高さ（大阪湾工事基準面）であり、O. P. ±0m は T. P. ±0m - 1.3m である。従って、O. P.

や T.P. を基準とした潮位には次の関係が成り立つ。

T.P. 標記の潮位 (T.P. xメートル) を O.P. に変換 = O.P. (x + 1.3) メートル

O.P. 標記の潮位 (O.P. yメートル) を T.P. に変換 = T.P. (y - 1.3) メートル

F 気象予警報地域細分

県	一次細分区域	市町をまとめた地域 (阪神)	二次細分区域
兵庫県	南部	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市 三田市、猪名川町	尼崎市

※複数の市町をまとめて放送 (テレビ、ラジオ等) する場合は「市町をまとめた地域 (阪神)」の区分で報道されることがある。

2 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種類	概要
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 (大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度) の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測 (解析雨量及び降水短時間予報等) を用いて常時 10 分ごとに更新している。

3 気象情報

内容	発表・伝達機関	例
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。	神戸地方気象台	台風情報
関係機関相互の間または市民に対して行う異常気象等の状況報告	関係機関	水防法に基づく水位の状況通報等
市民が発見した災害が発生するおそれがある異常な自然現象の通報	市民等	海面の急激な低下の発見等

4 記録的短時間大雨情報

兵庫県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨

を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（兵庫県南部など）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

6 火災注意報

気象状況等が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、消防長において、市民に対し、火災に対する注意をうながす必要があると認められたときに発令し、その必要がなくなったときに解除する。

- (1) 乾燥注意報が発令され、かつ長期間にわたり続く見込みのとき。
- (2) 強風注意報が発令されているとき。
- (3) 日々炎上火災が連続しているとき。
- (4) 放火事件が多発しているとき。
- (5) その他

7 火災警報

神戸地方気象台の発表する火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき、消防法第 22 条の規定に基づき、市長が市域に発令する。
(発令基準)

- (1) 実効湿度が 60%以下、最小相対湿度 40%以下でかつ、風速 7m/s 以上または 7m/s 以上となる見込みのとき。
- (2) 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

8 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに神戸地方気象台が兵庫県知事に対して通報し、兵庫県を通じて尼崎市や尼崎市消防本部に伝達される。

火災気象通報を行う場合の基準は、「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

- (1) 乾燥注意報基準
最小湿度 40%以下で実効湿度 60%以下
- (2) 強風注意報基準

陸上 12m/s、海上 15m/s 以上

9 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	・震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

(気象庁震度階級表)

震度	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	
				耐震性が高い	耐震性が低い
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。				
1	屋内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がいる。				
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。			
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。		
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。		
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる、又は大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

10 津波に関する注意報、警報、特別警報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。

種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例
		数値（予想値）	巨大地震の場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	10m超（10m<高さ）	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（5m<高さ≤10m）		
		5m（3m<高さ≤5m）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合	3m（1m<高さ≤3m）	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m（0.2m≤高さ≤1m）	—	海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があるため、ただちに海岸から離れ、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(1) 尼崎市の津波予報区名は「兵庫県瀬戸内海沿岸」である。津波予報区は、日本の沿岸を66に分けたもので、原則として都道府県を目安に区分されている。



- (2) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。
- (3) 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。
- (4) 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。
- (5) 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。
- (6) 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を

更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

- (7) 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- (8) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報または津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (9) 「津波の高さ」とは、津波によって高くなった潮位と、その時点で津波がなかった場合の潮位との差をいう。
- (10) 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。

11 津波情報

大津波警報、津波警報、注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが津波情報として発表される。

(1) 津波情報の種類

情報の種類	内容
津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表また、地震の発生場所や規模（マグニチュード）を発表。
各地の満潮時刻、津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。 また、地震の発生場所や規模（マグニチュード）を発表。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。 また、地震の発生場所や規模（マグニチュード）を発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表。

(2) 留意事項

ア 津波観測に関する情報の発表内容

- A 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- B 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。

警報、注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値
	1m以下	「観測中」
津波警報	0.2m以上	数値
	0.2m未満	「観測中」
津波注意報	高さに関わらず	数値（津波の高さがごく低い場合は「微弱」）

イ 沖合の津波観測に関する情報

- A 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- B 沖合の観測値から推定される沿岸における第1波の推定到達時刻、最大波の推定到

達時刻と推定高さの各推定値を津波予報区単位で発表する。

- C 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）と発表する。
- D 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

警報、注意報	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	
		沖合における観測値	沿岸での推定値
大津波警報	3m超	数値	数値
	3m以下	「観測中」	「推定中」
津波警報	1m超	数値	数値
	1m以下	「観測中」	「推定中」
津波注意報	高さに関わらず	数値	数値

ウ 津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

エ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

オ 津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第 1 波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

カ 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が津波予報として発表される。

発表基準	内容
津波が予想されないとき。	津波の心配なしの旨を発表。
0.2 メートル未満の海面変動が予想されたとき。	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。

<p>津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。</p>	<p>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。</p>
------------------------------	--